

## 指定介護予防支援事業所の指定更新について

平成 18 年 4 月 1 日に本市から指定を受けた介護予防支援事業者について、平成 24 年 3 月 31 日に 6 年間の指定有効期間が満了することから、その効力を継続させるためには指定更新を行う必要がある。

今回対象となる介護予防支援事業者は、下記の 38 か所である。なお、榴岡、長町、富沢の 3 センターについては、受託法人である「テルウェル東北株式会社」の事業吸収分割及び社名変更に伴い、平成 19 年 4 月 1 日に改めて指定を行っている。また、将監、向陽台、八乙女の 3 センターについては、平成 21 年 4 月 1 日に新設のため指定を行っている。

区名	センター名	区名	センター名
青葉区	五橋地域包括支援センター	若林区	(仮称)六郷地域包括支援センター
	上杉地域包括支援センター		河原町地域包括支援センター
	国見地域包括支援センター		(仮称)荒浜地域包括支援センター
	木町通地域包括支援センター		遠見塚地域包括支援センター
	双葉ヶ丘地域包括支援センター	太白区	愛宕橋地域包括支援センター
	葉山地域包括支援センター		八木山地域包括支援センター
	台原地域包括支援センター		西多賀地域包括支援センター
	花京院地域包括支援センター		郡山地域包括支援センター
	大倉地域包括支援センター		山田地域包括支援センター
	あやし地域包括支援センター		西中田地域包括支援センター
	国見ヶ丘地域包括支援センター		(仮称)東中田地域包括支援センター
	南吉成地域包括支援センター		茂庭地域包括支援センター
	桜ヶ丘地域包括支援センター		秋保地域包括支援センター
	小松島地域包括支援センター		泉中央地域包括支援センター
宮城野区	岩切地域包括支援センター	泉区	寺岡地域包括支援センター
	東仙台地域包括支援センター		松森地域包括支援センター
	高砂地域包括支援センター		南光台地域包括支援センター
	福田町地域包括支援センター		虹の丘地域包括支援センター
	燕沢地域包括支援センター		根白石地域包括支援センター

<参考> 介護保険法 抄

(指定の更新)

第 70 条の 2 第 41 条第 1 項本文の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(準用)

第 115 条の 31 第 70 条の 2 の規定は、第 58 条第 1 項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。